



第46回公害・環境デーが開催されました。

恒例の公害・環境デーが1月27日(土)に大阪府立労働センター(エル・おおさか)で開催されました。「公害・原発をなくし、地球環境を守る。環境の保全・再生をめざす」府民集会で、CASAは実行委員会のメンバーとして運営にも参加をしています。今年は折しも朝から雪がちらつく中での開催でしたが、「頻発する異常気象と地球温暖化」をテーマに約180名の方の参加がありました。

午前の三つの分科会では、温暖化の原因である二酸化炭素の排出量と密接にかかわるエネルギー基本計画(第1分科会:市民の視点で見たエネルギー基本計画)と石炭火力発電所(第3分科会:いまなぜ石炭火力発電が問題なのか)、そして原発訴訟(第2分科会:これまでの原発賠償訴訟でなにが明らかになったのか)が開催され、合わせて約80名の参加がありました。



午後の全体会では、気象台に勤務されている国土交通労働組合関西気象支部副委員長の森田隆生さんより

「頻発する異常気象と地球温暖化」をテーマに温暖化の現状と温暖化がもたらす様々な異常気象について、また台風の大型化、竜巻・突風、広島での集中豪雨、線状降水帯などをたくさんのデータ画像をもとに紹介がありました。これらの気象の変化について、気象庁の役割は、気候変動の実態を把握して、将来の変化などを知らせるとともに、変化が起きた場合の適応策を示しながら天気予報や注意報・警報・特別警報を発表しています。日ごろからしっかりテレビやホームページなどで天気予報や気象情報を見ておいてくださいとお話でした。最後に労働組合の立場から、これまで97か所あった測候所のうち95か所が閉鎖され、今では帯広(北海道)と名瀬(鹿児島)の2か所となっていることなど、人員の減少による影響を危惧されました。「天気予報、注意報・警報を発表する私たち

は多くの人たちの命を守りたいという気持ちがあります。そのためにもできるだけ気象情報を正しく理解し、利用していただきたい。」とのことでした。温暖化防止も将来の子どもたちのため、未来の人たちのために努力をしていかなければならないとも話されました。

その後、原発賠償関西訴訟、建設アスベスト訴訟、ノーモアミナマタ近畿第二次国賠等請求訴訟の3つの訴訟団から弁護士の方の報告や原告の方からの訴えなどがありました。建設アスベスト訴訟では、被災現場が多数あり、いつ、どこで、どのメーカーの建材が使用されたかなど原因の特定が困難であることや、一人親方や個人事業主が多い重層下請け構造のため、非常に難しい裁判だそうですが、最近では、国の責任、建材メーカーの責任も認められ勝訴を勝ち取っているとのことでした。水俣病の訴訟については、水俣病が公式確認されてすでに61年が経過しているにも拘らず、未だに未救済の方が全国に多数おられることには驚きました。これは行政が患者や汚染の実態の調査をしないまま放置してきたことが、今日の被害の拡大に至っているとのことでした。現在の訴訟は、2012年に水俣病被災者救済特措法による救済申請受付が打ち切られたうえに水俣の対岸である天草等での汚染が地域対象外として否定されたこと、1969年以降は汚染が解消されたとしてその後の被害者発生が否定されるという二重の線引きによる被災者切り捨てが行われたことによるものです。つまり被害者として救済を拒まれた多数の被害者たちが、ノーモアミナマタと被害者救済を求め余儀なくされた訴訟ということだそうです。

いずれの訴訟においても「被災者の救済のためには、事実を広く知っていただくことが出発点。法廷傍聴への参加を始めとして、被害者の訴えを知って頂き、その救済の必要を求める世論を広げていただくよう改めてお願いします。」との報告にあったように、事実を知るだけでなく、その要請にひとつでも応え行動を起こしていかなければと思いを新たにしたい一日でした。

宮崎 学(CASA事務局長)